

建築計画概要書の記入例等について

(R5.4.1 施行版)

長崎県土木部建築課
令和5年4月7日

【はじめに】

建築計画概要書は、建築確認申請書の申請書類の一つであるとともに、当該建築物が滅失し又は除却されるまで、特定行政庁によって周辺住民等の閲覧に供される重要な書類です。

このたび、この建築計画概要書の記入例及び注意事項等を以下の通りとりまとめましたので、公表します。

長崎県所管内の建築主事又は指定確認検査機関へ建築計画概要書を提出される際には、本資料を参考に作成していただきますようお願いいたします。

【目次】

建築計画概要書	共通の注意事項.....	1
建築計画概要書	第一面の記入例及び注意事項.....	2
建築計画概要書	第二面の記入例及び注意事項.....	6
建築計画概要書	第三面の記入例及び注意事項.....	8
建築計画概要書	第三面 付近見取図の記入例及び注意事項.....	9
建築計画概要書	第三面 配置図の記入例及び注意事項.....	10
参考	建築基準法施行規則第二号様式、第三号様式の（注意）等抜粋.....	11

建築計画概要書 共通の注意事項

- ・各面、各項目で誤記や記入漏れが無いように確認してください。
- ・特に P11 以降に添付している建築基準法施行規則第二号様式、第三号様式の（注意）等については、国で定められた全国共通のルールになりますので、必ずご確認のうえ作成ください。
- ・文字や数字等は正確に読み取れる大きさにしてください。
- ・図は鮮明なものを使用してください。
- ・確認申請書の記入事項と不整合が無いようにしてください。建築確認申請の審査段階で図面等の修正等をされる場合には、建築計画概要書の修正等も忘れないようお願いいたします。
- ・記入事項を訂正する場合は、訂正印、修正テープ等は使用しないでください。
- ・図面等を貼付する場合は割印をせず、貼付したものの写しを提出してください。

【ト. 作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)
上記の設計者のうち、

□建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】構造設計一級建築士交付第

■建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】 ×× ××

【ロ. 資格】構造設計一級建築士交付第

55555

□建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第

□建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第

⑥

号

号

号

号

号

号

号

号

⑦

⑧

⑥第1項は構造(設備)設計一級建築士自身が設計を行った場合、第3項は構造(設備)設計一級建築士が法適合確認のみを行なった場合に記入してください。
なお、建築士法の規定によらず任意に関与した場合は記入できません。

⑦構造設計一級建築士に関する事項を記入してください。

⑧設備設計一級建築士に関する事項を記入してください。

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】 ⑨

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】 ◇◇ ◇◇

【ロ. 勤務先】 ◇◇設備設計

【ハ. 郵便番号】 555-5555

【ニ. 所在地】 長崎県◇◇市◇◇町55番5

【ホ. 電話番号】 555-555-5555

【ヘ. 登録番号】 12A3-4567Z

【ト. 意見を聴いた設計図書】 換気図 ⑩

⑨建築設備士(建築士法第2条第5項)について記入してください。

⑩意見を聴いた設計図書欄は、図面名称又は図面番号を記入してください。

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

- 【ホ. 電話番号】
- 【ヘ. 登録番号】
- 【ト. 意見を聴いた設計図書】

【5. 工事監理者】 ⑪ ⑫

(代表となる工事監理者)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】 未定
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 工事と照合する設計図書】

(その他の工事監理者)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 工事と照合する設計図書】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 工事と照合する設計図書】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 工事と照合する設計図書】

⑪工事監理者が決まっていない場合は「未定」と記入し、工事監理者決定後、速やかに「建築基準法施行細則第3条の規定による届出書」を提出してください。
なお、工事監理者が決まっていなければ着工できません。

⑫工事監理に関与する建築士は、全て記入してください。

⑬工事施工者が決まっていない場合は「未定」と記載し、工事施工者決定後、速やかに「建築基準法施行細則第3条の規定による届出書」を提出してください。

⑭工事施工者が複数の場合(JVや棟別に異なる場合等)は、代表となる施工者を記入し、その他の施工者は別紙(P5参考)に記入してください。

⑮施工者が法人の場合、代表者の役職及び氏名を記入してください。

⑯建設業の許可の番号は最新のものを記載してください。

【6. 工事施工者】 ⑬ ⑭

- 【イ. 氏名】 代表取締役 ◎◎ ◎◎ ⑮ ⑯ 号
- 【ロ. 営業所名】 建設業の許可(長崎県知事)第 特-1-66666 号
△△建設株式会社 ⑰
- 【ハ. 郵便番号】 333-3333
- 【ニ. 所在地】 長崎県△△市△△町△△33番3
- 【ホ. 電話番号】 333-333-3333

【7. 備考】 ○○邸新築工事(○○テイシンチクコウジ) ⑰ ⑱

⑰施工者が法人の場合、法人名称を、法人ではない場合、屋号を記入してください。

⑱工事名称又は物件名称を記入してください。

建築計画概要書（第一面）

別紙 建築主追加様式

【1.建築主】

【イ.氏名のフリガナ】☆☆ ☆☆
【ロ.氏名】☆☆ ☆☆
【ハ.郵便番号】666-6666
【ニ.住所】長崎県☆☆市☆☆町66番6

⑱建築主が複数（連名）の場合、この様式に記載し、添付してください。

【1.建築主】

【イ.氏名のフリガナ】
【ロ.氏名】
【ハ.郵便番号】
【ニ.住所】

建築計画概要書（第一面）

別紙 工事施工者追加様式

【6.工事施工者】（2工区）

【イ.氏名】 代表取締役 ☆☆ ☆☆
【ロ.営業所名】 建設業の許可（長崎県知事）第 般-2-77777 号
☆☆建設株式会社
【ハ.郵便番号】444-4444
【ニ.所在地】長崎県☆☆市☆☆町☆☆33番3
【ホ.電話番号】444-444-4444

⑳工事施工者が複数の場合（JV や棟別に異なる場合等）、この様式に記載し、添付してください。

【6.工事施工者】

【イ.氏名】
【ロ.営業所名】 建設業の許可（ ）第 号

【ハ.郵便番号】
【ニ.所在地】
【ホ.電話番号】

建築計画概要書 第二面の記入例及び注意事項

建築計画概要書 (第二面)

建築物及びその敷地に関する事項		
【1.地名地番】 ○○県○○市○○町123番1、123番2及び123番3 ①		①地名地番を記入してください。
【2.住居表示】 ○○県○○市○○町1番2号 ②		②住居表示が定まっている場合は記入してください。定まっていない場合は「なし」と記入してください。
【3.都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】 <input checked="" type="checkbox"/> 都市計画区域内 (<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input checked="" type="checkbox"/> 区域区分非設定) <input type="checkbox"/> 準都市計画区域内 <input type="checkbox"/> 都市計画区域及び準都市計画区域外		③建築物が制限を受ける【3】【4】以外の区域等の名称を記入してください。 例：法第22条区域、風致地区等
【4.防火地域】 <input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input checked="" type="checkbox"/> 指定なし		
【5.その他の区域、地域、地区又は街区】 法22条区域 ③		
【6.道路】 ④ 【イ.幅員】 4.000m 【ロ.敷地と接している部分の長さ】 15.500m		④【イ】欄は建築物の敷地が2m以上接する道路のうち最大幅員を記入してください。 43条2項認定・許可の道(空地)の場合は、認定・許可を受けた道(空地)の幅員およびその道(空地)に接する長さを記入しその道(空地)である旨を明示してください。 例：【イ.幅員】4.00m(43条2項2号許可の道) 【ロ】欄は【イ】欄の道路の接道長さを記入してください。
【7.敷地面積】 【イ.敷地面積】 (1)(133.40㎡)(46.40㎡) ⑤ (2)() () 【ロ.用途地域等】 (第一種低層住居専用地域)(第一種住居地域) 【ハ.建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】 (80.00%)(⑥ 160.00%) 【ニ.建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】 (50.00%)(60.00%) 【ホ.敷地面積の合計】 (1) 179.80㎡ (2) 【ヘ.敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 100.64% ⑦ 【ト.敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 52.58% 【チ.備考】 ⑧		⑤敷地が2以上の異なる用途地域や指定容積率等の区域にまたがる場合、異なる区域ごとに、対応する敷地の面積を記入してください。
【8.主要用途】 (区分 08010) 一戸建ての住宅 ⑨ ⑩		⑥第1項及び第2項による容積率のうち、小さい数値を記入してください。 例：(1項)指定容積率 200% (2項)4m×4/10=160% →160%を記入
【9.工事種別】 <input type="checkbox"/> 新築 <input checked="" type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替		⑦【ヘ】欄、【ト】欄については、2以上の異なる指定容積率等の区域にまたがっている場合は敷地面積按分してください。 また、角地緩和などの建築基準法の関係規定の緩和、規制についてのみ反映させてください。風致地区、地区計画等で制限をしている内容等の建築基準法の関係規定以外の緩和、規制については反映させないでください。
【10.建築面積】 ⑪ (申請部分)(申請以外の部分)(合計) 【イ.建築物全体】 (72.00 ㎡)(10.50 ㎡)(82.50 ㎡) 【ロ.建蔽率の算定の基礎となる建築面積】 ⑫ (72.00 ㎡)(10.50 ㎡)(82.50 ㎡) 【ハ.建蔽率】 45.89% ⑬		⑧【チ】欄には角地緩和を適用した場合はその旨を記入してください。 風致地区、開発許可、地区計画、建築協定による建蔽率・容積率がある場合はその旨記入のうえ、その値を記入してください。
【11.延べ面積】 ⑭ (申請部分)(申請以外の部分)(合計) 【イ.建築物全体】 (72.00 ㎡)(10.50 ㎡)(82.50 ㎡) 【ロ.地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 () () () 【ハ.エレベーターの昇降路の部分】 () () () 【ニ.共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 () () () 【ホ.認定機械室等の部分】 () () () 【ヘ.自動車庫等の部分】 () () () 【ト.備蓄倉庫の部分】 () () () 【チ.蓄電池の設置部分】 () () () 【リ.自家発電設備の設置部分】 () () () 【ヌ.貯水槽の設置部分】 () () ()		⑨別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入したうえで、敷地全体の主要用途を記入してください。 また、敷地内に複数の建物がある場合の増築等において、申請部分の用途が主要用途と異なる場合は、主要用途の後に、()書きで記入してください。 例：(区分 08340) 機械製作工場(倉庫) (区分 08080) 小学校(体育館)
⑩主要用途で、「その他」を選択した場合は、具体的な用途を記入してください。		
⑪面積は小数点以下第3位を切捨てた数値を記入してください。		
⑫令第2条第1項第2号に規定する特例軒等による緩和対象面積がある場合は、緩和後の面積を記載してください。緩和対象面積が無い場合は、【イ.建築物全体】と同じ面積を記載してください。		
⑬建蔽率、容積率は小数点以下第3位を切上げた数値を記入してください。		

<p>⑭</p> <p>【ル.宅配ボックスの設置部分】 () () () ()</p> <p>【ヲ.その他の不算入部分】 () () () ()</p> <p>【ワ.住宅の部分】 (72.00 m²) () () (82.50 m²)</p> <p>【カ.老人ホーム等の部分】 () () () ()</p> <p>【ヨ.延べ面積】 82.50m²</p> <p>【タ.容積率】 45.89% ⑫</p>	<p>⑭該当する項目は記入してください。</p>
<p>【12.建築物の数】 ⑮</p> <p>【イ.申請に係る建築物の数】 1</p> <p>【ロ.同一敷地内の他の建築物の数】 1</p>	<p>⑮10 m²を超える建築物の数を記入してください。10 m²以下のものは【20】欄に記入してください。</p>
<p>【13.建築物の高さ等】 ⑯ (申請に係る建築物)(他の建築物)</p> <p>【イ.最高の高さ】 (5.500m) (3.500m)</p> <p>【ロ.階数】 地上 (1) (1)</p> <p>地下 () ()</p> <p>【ハ.構造】 ⑰ 木造 一部 造</p> <p>【ニ.建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</p> <p>【ホ.適用があるときは、特例の区分】</p> <p><input type="checkbox"/>道路高さ制限不適用 <input type="checkbox"/>隣地高さ制限不適用 <input type="checkbox"/>北側高さ制限不適用</p>	<p>⑯棟別に申請に係る主たる建築物とその他の建築物について記入してください。</p>
<p>【14.許可・認定等】 ⑱</p> <p>・既存建築物検査済証 第〇〇号 令和〇年〇月〇日</p>	<p>⑰構造については、敷地内の建築物の主たる構造について記入してください。 なお、申請部分の構造が、主たる構造と異なる場合には、主たる構造の後に、 () 書きで記入してください。 例：鉄骨造の既存事務所に、木造の倉庫を別棟で増築する場合 ⇒ 鉄骨造(木造)</p>
<p>【15.工事着手予定年月日】 令和〇年 〇月 〇日 ⑲</p>	<p>⑱建築基準法及び建築基準関係規定に係るもので、処分歴が分かるように記入してください。 例：・都市計画法第29条許可 (番号)(年月日) ・建築基準法第43条2項2号許可 (番号)(年月日) ・既存建築物検査済証 (番号)(年月日) ・既存擁壁検査済証 (番号)(年月日)</p>
<p>【16.工事完了予定年月日】 令和〇年 〇月 〇日</p>	
<p>【17.特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)</p> <p>(第 回) 年 月 日 (なし)</p> <p>(第 回) 年 月 日 ()</p> <p>(第 回) 年 月 日 ()</p>	
<p>【18.建築基準法第12条第1項の規定による調査の要否】</p> <p><input type="checkbox"/>要 <input checked="" type="checkbox"/>否 ⑳</p>	
<p>【19.建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無】</p> <p><input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無 ㉑</p>	<p>⑲申請日より後の日付を記入してください。</p>
<p>【20.その他必要な事項】 ㉒ ㉓</p>	<p>⑳法第12条第1項の建築物の定期報告の対象建築物の場合は「要」を、そうでない場合は「否」をチェックしてください。</p>
	<p>㉑法第12条第3項の定期報告対象の防火設備の有無をチェックしてください。</p>
	<p>㉒10 m²以内の建物がある場合は、建築物名(物置等)、建築面積、延べ面積を記入してください。 例：物置・建築面積 8.5 m²・延べ面積 8.0 m²</p>
	<p>㉓計画変更の場合は、変更内容を記入してください。</p>

建築計画概要書 第三面の記入例及び注意事項

建築計画概要書（第三面）

付近見取図

付近見取図・配置図が読み取りづらくなる場合は、別紙（A4・A3）を作成・添付し、第三面には「別紙による」と記入してください。

別紙による

記入例及び注意事項はP9を参照してください。

配置図

別紙による

記入例及び注意事項はP10を参照してください。

（注意）

1. 第一面及び第二面関係

- ① これらは第二号様式の第二面及び第三面の写しに代えることができます。この場合には、最上段に「建築計画概要書（第一面）」及び「建築計画概要書（第二面）」と明示し、18欄の事項を第二号様式の第三面の写しの19欄に記載してください。
- ② 第一面の5欄及び6欄は、それぞれ工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。この場合には、特定行政庁が届出のあった旨を明示した上で記入します。

2. 第三面関係

- ① 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。
- ② 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。



【 付近見取図 記入事項チェックリスト 】

・下記の点に注意して作成をお願いします。

- ①方位
- ②道路
- ③目標となる地物
- ④敷地形状を実際の形状に合わせて明示
- ⑤敷地の位置は塗りつぶすなど、容易に特定できるように明示
- ⑥敷地の直近に「用途地域境界」や「都市計画道路」等がある場合は、その境界線を明示
- ⑦敷地の直近に「土砂災害特別警戒区域」や「急傾斜地崩壊危険区域」等がある場合は、その境界線を明示

※敷地の位置を1枚で明示できない場合は、2枚（概略位置・詳細位置）で作成してください。
 ※近隣住宅の個人名は必須ではありません。

参考 建築基準法施行規則第二号様式、第三号様式の（注意）等抜粋

第三号様式（第一条の三、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の七、第三条の十、第六条の三、第十一条の三関係）

（注意）

1. 第一面及び第二面関係

① これらは第二号様式の第二面及び第三面の写しに代えることができます。この場合には、最上段に「建築計画概要書（第一面）」及び「建築計画概要書（第二面）」と明示し、18欄の事項を第二号様式の第三面の写しの19欄に記載してください。

② 第一面の5欄及び6欄は、それぞれ工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。この場合には、特定行政庁が届出のあつた旨を明示した上で記入します。

2. 第三面関係

① 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。

② 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）

（注意）抜粋

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

3. 第二面関係 **建築計画概要書の第一面を記入する際に参考にしてください。**

① 建築主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

② 建築主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。

③ 2欄、3欄及び5欄は、代理者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。

④ 3欄の「ト」は、作成した又は建築士法第20条の2第3項若しくは第20条の3第3項の表示をした図書について記入してください。

⑤ 3欄、4欄及び5欄は、それぞれ代表となる設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び工事監理者並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び工事監理者について記入してください。3欄の設計者のうち、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者がいる場合は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

⑥ 4欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合（設計に係る場合に限る。）に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の所在地を、勤務していないときはその者の住所を、登録番号は建築士法施行規則 第17条の35第1項の規定による登録を受けている場合の当該登録番号を書いてください。

⑦ 5欄及び6欄は、それぞれ工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。

⑧ 6欄は、工事施工者が2以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

⑨ 7欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

⑩ 8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、提出済の場合には、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未提出の場合には、提出する予定の所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、提出をした後に、遅滞なく、提出をした旨（提出先を変更した場合においては、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

また、提出不要の場合には、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第4条第1項に規定する床面積を記入する等、提出が不要である理由を記入してください。特に必要がある場合には、各階平面図等の図書によりその根拠を明らかにしてください。なお、延べ面積が300平方メートル未満である場合、建

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規定による非住宅部分を有さない場合その他の提出が不要であることが明らかな場合は、記入する必要はありません。

⑩ 建築物の名称又は工事名が定まっているときは、9欄に記入してください。

4. 第三面関係 **建築計画概要書の第二面を記入する際に参考にしてください。**

① 住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。

② 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。ただし、建築物の敷地が都市計画区域、準都市計画区域又はこれらの区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合においては、当該敷地の過半の属する区域について記入してください。なお、当該敷地が3の区域にわたる場合で、かつ、当該敷地の過半の属する区域がない場合においては、都市計画区域又は準都市計画区域のうち、当該敷地の属する面積が大きい区域について記入してください。

③ 4欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。

④ 5欄は、建築物の敷地が存する3欄及び4欄に掲げる区域及び地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。

⑤ 6欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。

⑥ 7欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。

「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑦ 7欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。

⑧ 7欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。

⑨ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、7欄の「ヘ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。

⑩ 建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、7欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。

⑪ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、7欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。

⑫ 8欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に記入してください。

⑬ 9欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑭ 10欄の「ロ」は、建築物に建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する特例軒等を設ける場合において、当該特例軒等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出た距離が水平距離1メートル以上5メートル未満のものにあつては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出た距離が水平距離5メートル以上のものにあつては当該特例軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。その他の建築物である場合においては、10欄の「イ」と同じ面積を記入してください。

⑮ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分（建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。）で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの、「ヘ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ト」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「チ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「リ」に自家発電設備を設ける部分、「ヌ」に貯水槽を設ける部分、「ル」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ワ」に住宅の用途に供する部分、「カ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。また、建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部

分を有する場合においては、「ヲ」に当該部分の床面積を記入してください。

- ⑩ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。
- ⑪ 11欄の「ヨ」の延べ面積及び「タ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」から「ホ」までに記入した床面積、「ヘ」から「ル」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積）及び「ヲ」に記入した床面積を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「タ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。
- (1) 自動車車庫等の部分 5分の1
 - (2) 備蓄倉庫の部分 50分の1
 - (3) 蓄電池の設置部分 50分の1
 - (4) 自家発電設備の設置部分 100分の1
 - (5) 貯水槽の設置部分 100分の1
 - (6) 宅配ボックスの設置部分 100分の1
- ⑫ 12欄の建築物の数は、延べ面積が10平方メートルを超えるものについて記入してください。
- ⑬ 13欄の「イ」及び「ロ」は、申請に係る建築物又は同一敷地内の他の建築物がそれぞれ2以上ある場合においては、最大のものを記入してください。
- ⑭ 13欄の「ハ」は、敷地内の建築物の主たる構造について記入してください。
- ⑮ 13欄の「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑯ 13欄の「ホ」は、建築基準法第56条第7項第1号に掲げる規定が適用されない建築物については「道路高さ制限不適用」、同項第2号に掲げる規定が適用されない建築物については「隣地高さ制限不適用」、同項第3号に掲げる規定が適用されない建築物については「北側高さ制限不適用」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑰ 建築物及びその敷地に関して許可・認定等を受けた場合には、根拠となる法令及びその条項、当該許可・認定等の番号並びに許可・認定等を受けた日付について14欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑱ 7欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ハ」並びに11欄の「タ」は、百分率を用いてください。
- ⑲ 建築基準法第86条の7、同法第86条の8又は同法87条の2の規定の適用を受ける場合においては、工事の完了後においても引き続き同法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなつた時期及び理由を18欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑳ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、18欄又は別紙に記載して添えてください。
- ㉑ 計画の変更申請の際は、19欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。

別紙

建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号
一戸建ての住宅	08010
長屋	08020
共同住宅	08030
寄宿舎	08040
下宿	08050
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
幼稚園	08070
小学校	08080
義務教育学校	08082
中学校、高等学校又は中等教育学校	08090

特別支援学校	08100
大学又は高等専門学校	08110
専修学校	08120
各種学校	08130
幼保連携型認定こども園	08132
図書館その他これに類するもの	08140
博物館その他これに類するもの	08150
美術館その他これに類するもの	08152
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	08170
保育所その他これに類するもの	08180
助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	08190
助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	08192
児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。）（入所する者の寝室があるものに限る。）	08210
児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	08220
公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
病院	08260
巡査派出所	08270
公衆電話所	08280
郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	08290
地方公共団体の支庁又は支所	08300
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき建設大臣が指定する施設	08320
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
工場（自動車修理工場を除く。）	08340
自動車修理工場	08350
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	08370
体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの	08390
ホテル又は旅館	08400
自動車教習所	08410
畜舎	08420
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心を	08440

そそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	
飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	08450
食堂又は喫茶店	08452
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
物品販売業を営む店舗以外の店舗（前 2 項に掲げるものを除く。）	08460
事務所	08470
映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
自動車車庫	08490
自転車駐車場	08500
倉庫業を営む倉庫	08510
倉庫業を営まない倉庫	08520
劇場、映画館又は演芸場	08530
観覧場	08540
公会堂又は集会場	08550
展示場	08560
料理店	08570
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
ダンスホール	08590
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
卸売市場	08610
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630
農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が 0.75 キロワ	08650

ット以下のものに限る。)	
その他	08990